

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月30日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

#### 秋田県後期高齢者医療広域連合規則第8号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条の3第3号イ」を「第2条の3第3号ウ」に改め、同条第1号中「当該子の1歳到達日」を「当該子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 第4条に規定する事情に該当する場合

第3条の2中「第2条の4第2号」を「第2条の4第3号」に改める。

第4条を次のように改める。

（条例第2条の3第3号及び第2条の4の任命権者が定める特別の事情）  
第4条 条例第2条の3第3号及び第2条の4の任命権者が定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

第5条第1項中「第3条第8号」を「第3条第7号」に、「条例第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあって」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該

請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。）その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

第5条第2項ただし書中「非常勤職員」を「任期を定めて採用された職員」に、「第3条第8号」を「第3条第7号」に改め、同条に次の2項を加える。

3 職員が複数の子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。以下この項において同じ。）の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

4 職員が双子等複数の出生の日から57日を経過しない子を養育している場合において、そのうちの1人について育児休業法第2条第1項第1号に掲げる育児休業の承認を受けて、当該育児休業期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても同号に掲げる育児休業をしたものとして取り扱うものとする。

第6条第1項を次のように改める。

育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされてい

る日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

第6条に次の1項を加える。

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

#### 附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。